

張 哲 提出 学位申請論文

『中国博物館学の歴史的研究—関係法規史を含めて—』 審査報告

### 論文の内容の要旨

本論文は、博物館史・博物館関係法規史を含めた中国の博物館学史の構築を目的としたものであり、第1章から結章までの5章から構成されている。

第1章は、「先行研究及び研究の視座」と題し、「第1節 先行研究史」「第2節 先行研究の問題点」「第3節 用語の定義及び本研究の構成」「小結」から成る。本研究分野の現状及び先行研究を明確にしたうえで、問題点を抽出することに拠り本論文での論究点を定め、次いで本論で用いる用語「文物」「博物館」「博物館学」の定義を行っている。

第2章「中国博物館学史の研究」では、「第1節 古代中国における展示・収集・保存の初期形態」「第2節 19世紀における用語『Museum』の訳語に関する検証」「第3節 清末における博物館設置論からみる濫觴期の中国博物館学」「第4節 棚橋源太郎の思想から中国初の『博物館學概論』へ」「第5節 棚橋源太郎と費畊雨の博物館学上の関わり」と「小結」からなる。

第1節では、中国古典に記載された鹿台や九鼎・上林苑などを取り上げ、これらに潜在する文物の保存・収集・展示機能は広義の意味での博物館基本機能の初期形態として把握でき得ると述べている。

第2節では、英語の「Museum」の漢訳・和訳を中日両国の外国語対照古辞書や古典籍を渉猟し、多数の事例より清朝期の「Museum」の漢訳は決して「博物館」ではなく「古器庫」が中国語的には自然であると結論すると同時に、用語「博物館」「博物院」は清に赴任したキリスト教宣教師による造語である可能性を指摘するに至っている。

第3節では、中国博物館学開始前夜に相当する清朝末期の博物館設置論に視座を置き、康有為や梁啓超、張謇などの中国博物館を实践した人々よりも早く、博物館の必要性に言及した清朝末期の開明派官僚たちによる博物館設置論者の人物像とその思潮を論じている。

第4節では、さらに、民国期（1912～1949）に出版された博物館学の専門書の種類と歴史を踏まえる中で、費畊雨・費鴻年による1936年刊行の中国で最初となった博物館学の単行本である『博物館學概論』とその底本とされる1930年の棚橋源太郎による『眼に訴へる教育機關』との詳細な比較検討を行っている。その中で、『博物館學概論』の内容を明らかにしつつ、多くの先行研究による『博物館學概論』に対する批判と誤謬を纏め新たな見解を提唱している。

さらに、従来中国博物館学の萌芽期に関しては、中国での主たる学説である1905年説、1930年説、1980年説に対して、1936年刊行の費畊雨・費鴻年による『博物館學概論』の出版を以て、中国博物館学の学問的成立の画期にすべきであることも提唱している。

第3章「中国博物館史の研究」は、「第1節 徐家匯博物院の諸事情について」「第2節 中国最古の博物館としての碑林」「第3節 駐華英

国博物館について」「小結」から構成され、中国博物館の濫觴と外国人が中国で設立した初の博物館に関する事実究明を目的に論究している。

第1節では、中国での博物館の濫觴と従来から考えられてきた徐家匯博物院は、近代博物館の基本機能に基づき当該博物院の創立年を検証した結果、今まで創立年と広く認識されてきた1868年には博物館機能を具備していなかったことを明確にしている。

第2節は、西安市に所在する碑林博物館について再検証を行い、当該施設は宋朝期に創立され歴代の地方長官により保護を受けた後、現在の西安碑林博物館の形成までの歴史を時間軸で記し、1772～78年の清朝期の大改修により碑林は博物館の基本機能である“人”“モノ”“場”“情報伝達”を備えた施設であったことを各種の史料より解明し、それはまた中国最古の博物館への変貌であったと提唱する。

第3節では、1829～34年の間にマカオで“駐華英国博物館”と称した施設の存在に関しては、中国語の書籍や各種の雑誌・新聞・当該博物館の創立に係わった人物の回想録・書簡等々を博搜した結果、当該施設の活動記録や活動を直接に証明する史料が確認出来ない点から、駐華英国博物館は東インド会社による清朝期の中国で初の博物館であったとする、博物館学者李軍の学説を否定している。

第4章「中国博物館関係法規史」は、「第1節 清朝期・民国期における文物関係法規の制定」「第2節 中華人民共和国憲法及び一般法律にみえる博物館の位置付け」「第3節 博物館関係法規が制定された歴史－1978年以降」「第4節『博物館条例』の頒布に伴う理事会制度の展開」

の4節と「小結」から成り立つ。第1～第3章は、清朝期から民国期を経て中華人民共和国建国期に至る中国博物館関係法規史と文物関係法規史を纏め、未だ博物館法が制定されていない中国での“博物館法”制定の必要性を展開している。

第1節では、清朝期・民国期に制定された文物関係法規は、現在でも中国の博物館関係法規としての現行法であることを説明する。また、清朝期・民国期と同時期の日本における文化財関係法規が制定された歴史的・社会的背景を比較して、中国での文物保護やその関係法規が難航する原因を明確にしている。さらに、清朝期制定の「保存古迹推广弁法」から中華民国期に制定された様々な文物関係法規についても、それぞれの条文を明記し各法規の特質を論じている。

第2節では、歴代の中華人民共和国憲法に明記された博物館を含む施設に関する条文や、中華人民共和国文物保護法をはじめとする一般法律に記載された博物館に関する条文を取り上げ、中国博物館の基本的性質と中国社会における博物館の位置付けを論じている。

第3節は、博物館関係法規の制定にもっとも関係が深い文化部と国家文物局の歴史の変遷・両者の関係を紹介し、1978年以降の法的制定の流れを踏まえたうえで、未だ日本では研究はおろか邦訳さえもなされていなかった「省、市、自治区博物館工作条例」を邦訳で紹介し考察している。さらに、現行の博物館関係法規の最上位法である「博物館条例」に潜在する問題点を取り上げ、今後時代の変遷に伴う改正の必要性を提唱している。

第4節は、上記の第1～第3節とは趣旨は異なる『博物館条例』の頒布に伴う理事会制度の展開」について記している。

結章は、上記4章までを総括し、あとがきで今後の検討すべき課題に触れる。

### 論文審査の結果の要旨

学位申請論文『中国博物館学の歴史的研究—関係法規史を含めて—』は、中国博物館学史・博物館史の範疇に留まるものではなく、明治8年(1875)に開始され大正・昭和前期に棚橋源太郎によって著しい発展を遂げた日本の博物館学史と比較検討する中で、中国の博物館学史を日本的視座で多様な論究を行った点に独創性がみられる。

研究方法は、幅広く中国の古典籍・古辞書・新聞記事・教育関係雑誌・各種の雑誌・日中の博物館学の論著等々の博搜を行い、斯界では未知であった『辣丁中國話本』『日新学報』『中華農学会報』『西安府志』などの文献からの新たな情報検出と、本論全体で8点の新たな提唱を導き出したことは注目できる。このことは、註に示された文献の多さからも納得される。

第1章「先行研究及び研究の視座」で記された中国の大学教育での博物館学教育の嚆矢は、1941年に国立社会教育学院(現・蘇州大学)に正式に設立され、1948年には北京大学歴史学部、1979年に南開大学に「文物与博物館学」が学科として設置され、その後全国で約50大学が当

該専攻を設けていると博物館学教育史を記す。

一方で、日本で学芸員養成課程を設けている大学は、全大学 803 大学の中の 297 大学であるのに対し、2021 年の中国教育部データに拠る中国の全大 학교数 2738 校に対して 50 校は少ないと記している。しかし、当該比較は中国では正科であるのに対し、日本では学芸員養成課程である点を忘れてはならない。

第 2 章、第 2 節「19 世紀における用語「Museum」の訳語に関する検証」では、中国での「Museum」の記載は 1831 年に宣教師ゴンサウヴェスによる中国初の葡中辞書である『洋漢合字彙』で「Museu」＝「古器庫、古玩之蔵」を最古とし、1844 年刊の『英華韻府歴階』に「Museum」＝「博物院」の掲載が確認されることは知られていた。このような中で、論者は用語「MUSEUM」の漢訳を数々の事典の博搜と検証を繰り返す中で、1836 年刊行の『辣丁中國話本』にラテン語の漢訳「MUSEUM」＝「人文之館、人空之洞」の収録を初めて検出したことは高く評価できる。

さらに、用語「博物院」の初出については、従来 1986 年に中国の博物館学者梁吉生による「旧中国博物館述略」で、『漫遊随録』（王韜 1868）での使用例を最古とする学説に対し、論者は 1854 年刊行のウィリアム・ミュアヘッドによる『地理全志』収録の「墨斯科博物院」（モスクワ博物院）が先行事例である点を指摘する。

また、1838 年にアメリカ人宣教師ブリッジマンによる『美理哥合省国志略』の「邊西而文省」（ペンシルベニア州）の項に「省城内有一博物院廣聚天下出類拔萃之物」の一文を検出し、最古の使用例であると指

摘する。さらにまた、当該引用文の博物院は、アメリカ初期の博物館として著名であった「ピール博物館」(Peale Museum)であるとの解明は高く評価される。

第3節「清末における博物館設置論から見る濫觴期の中国博物館学」では、今までほとんど言及されなかった清朝末の開明派官僚による博物館設置論を取り上げた点は注目に値する。

第4節・5節は、1931年刊行の棚橋源太郎による『目に訴える教育機関』と1936年に上梓された費畊雨・費鴻年による中国最初の博物館学の専門書である『博物館學概論』を章ごとに比較検討した研究方法は、論者が先鞭を付けた独創的見地である。当該研究では、先ず農学書であるが故に中国の博物館学界では見落されていた『中華農学会報』に、博物館学情報を検出した点も評価される。さらに、日本での棚橋研究では全くの未知であった棚橋論文の漢訳論文を4点検出したことは、“棚橋研究”に新たな地平を開いた。

第3章、第2節の「中国最古の博物館としての碑林」では、現代博物館の基本構成要件である“人”“モノ”“場”“情報伝達”を基準に1772～78年に大改修された碑林が、中国最古の博物館であるとする提唱はさらなる検討が必要であるが新視座を提示した。第3節の「駐華英国博物館」では、2015年に李軍が提唱した1829年に東インド会社設立の駐華英国博物館を最古とする学説を上記の基本機能の不備等を論拠に否定した点は肯定される。

第4章、第3節の「省・市・自治区博物館工作条例」に関する研究は、



恐らく論者の邦訳が最初と思われることと、内容の解明を行った点は日本の博物館学界に重要である。

第4節は、西安博物院を事例に理事会制度の現況に関する内容であるが、当該章の論旨からは整合性が認められない故に、本節は付編とすべきである。

結章は、各章の小結を纏めたものとなっているが、本論文の目標に対する到達点は総括的な結論としての脆弱感は否めない。

本箇所以外にも、章・節構成の不整合や内容の一部重複・論旨の錯綜などの不注意点や粗削りな箇所も散見される。本論文には、こうした問題点も少なからず存するものの、多彩な文献の博搜による日中両国の博物館学への寄与と“棚橋研究”への新視座の提供は、本論の独創性と高い実証性を損ねるものではなく、これは論者の今後に残された課題でもある。論者は、今後の研究にさらなる指針を示している点からも、大きく飛躍するであろうことは十分期待できる。よって、本論文の提出者張哲は、博士(歴史学)の学位を授与せられる資格があるものと認められる。

令和3年11月27日

主査	國學院大學客員教授	青木	豊	Ⓜ
副査	國學院大學客員教授	根岸	茂夫	Ⓜ
副査	國學院大學客員教授	鷹野	光行	Ⓜ
副査	國學院大學教授	内川	隆志	Ⓜ



張 哲 学力確認の結果の要旨

下記4名が各専門分野からそれぞれ学力確認の試験を行った結果、  
博士（歴史学）の学位を授与される学力があることを確認した。

令和3年11月27日

学力確認担当者

主査	國學院大學客員教授	青 木	豊	⑩
副査	國學院大學客員教授	根 岸	茂 夫	⑩
副査	國學院大學客員教授	鷹 野	光 行	⑩
副査	國學院大學教授	内 川	隆 志	⑩